

文化財行政の首長部局への 移管について

鳥取県元気づくり総本部
部長 小倉誠一

提案の内容

【提案の具体的内容】

現在、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「文化財保護法」により教育委員会が所管することとなっている文化財保護行政について、地方自治体の選択に従い首長部局でも所管できるようにする。

併せて、災害によりき損した文化財等の復旧事業について、一定の条件のものにおいては、地方自治体の判断の下、事業着手できるようにすること

地方分権改革における議論

第28次地方制度調査会答申（平成17年12月9日）

地方の自主性・自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申

教育委員会については、「長と教育委員会がそれぞれ類似の事務を担当しているなどにより地方公共団体の一体的な組織運営が妨げられている」

その上で、「文化、スポーツ、生涯学習支援、幼稚園、社会教育、文化財保護なども含め、公立小・中・高等学校における学校教育以外の事務については、地方公共団体の判断により長が所掌するか、教育委員会が所掌するかの選択を幅広く認める措置を直ちに採ることとすべきである。」



地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正
(平成20年4月)

第23条 前2条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)
- 二 文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)

地方分権改革における議論

地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月7日）

- 地方自治体の組織のマネジメントは、地域住民によって直接に選挙された長が地域住民の意思に基づいて自主的・自立的に行うことを基本にしている。この長とは別の執行機関として行政委員会を引き続き存置していくためには、それぞれごとに、その設置を義務付けるに足りるだけの確たる根拠が存在していなければならない。
- 制度導入時から半世紀以上を経た今日、少なくとも教育委員会・農業委員会については、その設置を全国画一的に義務付けるに足りるだけの確たる根拠を見出しがたい。
- 教育委員会・農業委員会について、必置規制を見直して選択制にすべきであり、引き続き委員会を存置するか、長の所管とするかは、地域の実情に応じ地方自治体が自主的に判断できることとすべき。



全国知事会議（平成24年7月19日、20日）

【教育委員会と首長の権限配分の弾力化】

地方分権改革推進委員会第3次勧告に基づき、教育委員会の設置を選択制とすべき。

また、既に首長が行うことができる文化に関する事務と関連する図書館、博物館等社会教育に関する業務について、地域の実情に応じ、首長の下での一元的な事務の実施を可能とすべき。

文化財を巡る状況の変化

文化財活用・理解促進戦略プログラム2020（平成28年4月26日 文化庁）

これまでの「文化財＝保護」から、一般の人や外国人観光客に「見られて感動し、その価値を知ってもらってはじめて真価を発揮するもの」として、文化財について、コストセンターからプロフィットセンターへの転換

文化資源の活用・情報発信の強化や修理・美装化によって**観光資源としての質の向上を計画的に推進**

- 個々の文化財を「点」として保存することから地域の文化財を「面」として一体的に整備・活用
- 専門家でなければ分からない解説ではなく、誰にとっても分かりやすい解説を整備
- 多言語化及び国内外に向けた情報発信

新たな「観光立国推進基本計画」（平成29年3月閣議決定）

取組の柱のひとつとして「文化財を中核とした観光拠点の整備」を掲げ、「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」に基づき、文化財を中核とする観光拠点を200拠点程度整備するため、地域の文化財を一体とした面的整備やわかりやすい多言語解説の整備等の促進の取組を平成32年までに1,000事業程度実施。

知事部局と教育委員会の連携

全国に先駆けた連携体制の構築

「鳥取県の子どもたちの未来のための教育に関する協約(教育振興協約)」

締結:平成24年

目的:将来を担う子どもたちが自らの力で明るい未来を切り開いていくことができるよう、学校現場の他地域、NPO、起業等多様な民意を汲み上げつつ双方が連携協力して教育振興に取り組む。

具体の取組:知事、教育委員長及び民間有識者による「教育協働会議」を開催

⇒ 平成26年の地教行法改正による「総合教育会議」、「教育に関する大綱」設置等に先駆けた動き



- 全国に先駆け、知事部局と教育委員会の間で各種施策に関する連携が図られている。
- 民間意見、知事の考え方を教育委員会と協議・調整し、学校現場で反映できる体制。
- 予算編成権を持つ知事が、施策実施に必要な予算確保。
- 知事部局としても、積極的に教育の現場に関わっている



文化財行政を首長部局に移管しなかったとしても教育委員会との連携により事業実施は可能ではあるが、**移管により、教育の視点のみならず、地域振興、観光振興の視点から、首長が所管する施策と一体となった施策展開がより効果的・効率的に可能となる。**

訪日外国人客の動向の変化

鳥取県における外国人宿泊者数の動向

- 外国人宿泊者数は年々増加し、平成27年には10万人超え
- 境港への寄港クルーズ船は、平成28年度に33回寄港し、約4万人の訪日外国人が来日
⇒平成29年度は約60回、約6～7万人の来日が予定される。
- 欧米系の観光客を中心に境港近くの歴史文化施設への訪問が増加（松江城、武家屋敷、出雲大社、足立美術館、倉吉白壁土蔵郡等）

明日の日本を支える観光ビジョン における誘客目標（平成28年3月）

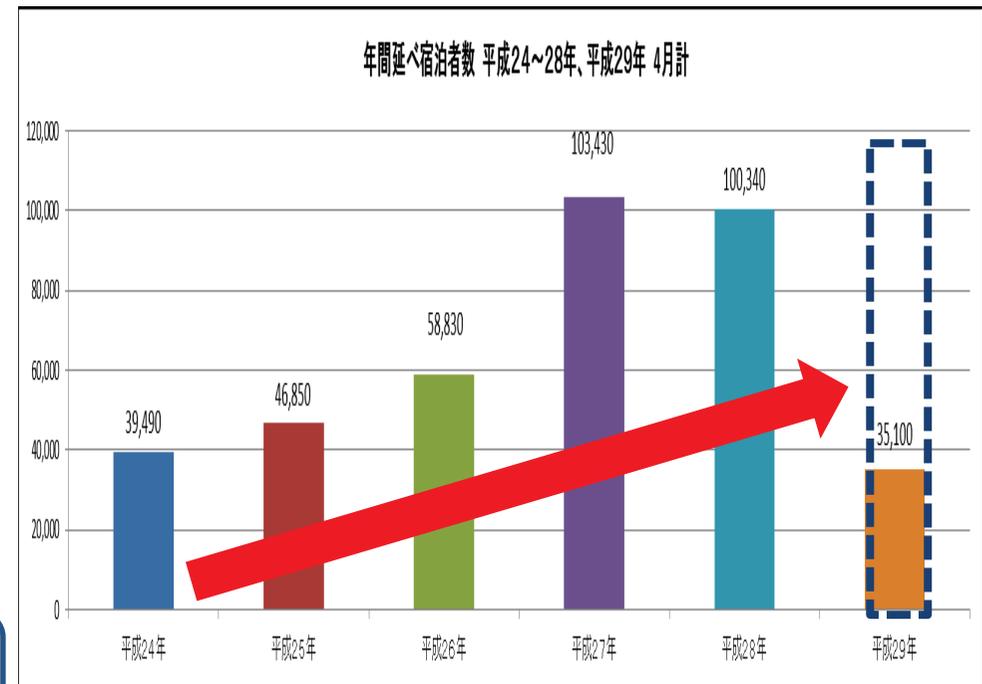
2020年の訪日外国人客
4,000万人（2015年の約2倍）

観光客の趣向の変化

- 米子香港便就航、米子ソウル便へのLCC就航等により、個人旅行者（FIT）が増加傾向
- 訪問地ならではの自然や歴史、日本文化を感じる旅、体験型アクティビティ等に対するニーズが増加
- 「歴女」と表現されるような旺盛な行動力で、訪問地ならではの歴史、寺社仏閣、刀剣、甲冑を巡るテーマ性を持つ観光の増加



観光振興、地域振興に繋がるテーマ性を持った観光ルート作成など地域をあげた取組が不可欠



本県における文化財の活用状況等

- 地域が主体となり、総合的な整備・活用による**戦略的な発信**が必要な状況
- 地域の歴史的魅力や特色を通じて**我が国の文化・伝統をストーリーとして発信**
- 個々の「点」としての文化財について、「古代歴史街道」のような共通のテーマを持った「面」としての**拡がりを持った観光資源としての活用が必要**



青谷上寺地遺跡



神話の地 白兎海岸



妻木晩田遺跡

117



日本遺産



日本遺産

首長部局で一元的に企画・立案から実践に取り組む事で、より効果的、戦略的な展開が可能



日本遺産 大山



日本遺産 三徳山・三朝温泉

現行制度上の限界

地方自治法の規定に基づく事務委任・補助執行

○現在教育委員会が所管する文化財保護に関する事務について、「事務委任」または「補助執行」させることは可能。

ただし、知事の権限と責任において統括するものでないため、
制度改正の目的である地域振興行政、観光業性等との一体的な展開を図るためには、教育委員会と共通認識を持つことが必要。

- ⇒ 意志決定や調整に多大な時間を有する
- ⇒ 機動性・柔軟性に欠ける
- ⇒ 事務権限者と管理・執行権限者(教育長)が異なることで責任の所在も不明確

○教育委員会と知事の本来の職務権限のあり方を変えるものとはならない

現行制度での実施における対応の限界

<教育委員会>

- 大変貴重な遺跡として、それぞれ発掘調査や保存を実施。
- 一方で、当初からの明確な利活用ビジョンを持った史跡整備が行われていない

単発的なイベントに終始し、発信力が極めて弱いため、資源のポテンシャルを活かし切れていない状況が発生

文化財という貴重な資源に一連のストーリー性を持たせるなど、史跡としての話題性や魅力を高め、多面的な価値を内外に広げて地域振興や観光面で新たな価値を創出していくためには、あらゆる施策を総合的に連携させ、様々な分野において地域一丸となった取組が不可欠。

⇒ 知事の明確かつ一元的な指揮の下での文化財行政の推進が望ましい。



代表的な弥生時代の遺跡である「青谷上寺地遺跡」と「妻木晩田遺跡」